

# 平仮名古文書に使用されたる和訓表記の漢字

——平安時代・院政時代——

村 田 正 英

## 一 本稿の目的と資料

漢字が和訓をもつようになるのは、遅くとも六世紀後半（和化漢文体「元興寺露盤銘」は西暦五九六年）と考えられる。その後、多くの漢字が和訓との対応関係を作り上げ、維持してきた。そして、そうした対応関係は、必ずしも漢字と和訓との一対一の関係とは限られていない。院政時代の古辞書「類聚名義抄」には、いくつもの訓を有する漢字が見出せる。

しかし、かつて日本語を表記するに際して使われた漢字が、その都度、対応する和訓を異にしていたと考えることは、文章そのものが文意通達を前提とする以上、不合理と思われる。そこで、本稿では、漢字と和訓との対応について、いかなる漢字にいかなる和訓が対応しているのか、また、両者の対応は一対一の関係にあるのか否かということにつき、対象を院政時代までの、平仮名を主体にして書かれた古文書に限って見渡してみようとするものである。

平仮名主体の古文書に限ったのは、平仮名をほとんどまじえずに書かれた文書と平仮名主体の文書とで、書記者の

漢字の和訓に対する意識に違いのあるのを恐れたためと、平仮名主体の文書の方が、漢字一字一字のよみを決定しやすいためとによる。

また、対象とする古文書は、便宜にしたがって「平安遺文」（竹内理三氏編、東京堂出版）所収のものに限った。以下、扱った古文書を年代順に掲げる。

各冒頭の算用数字は私に附けた通し番号であり、漢数字は「平安遺文」における番号である。末尾に示した算用数字は、西暦年数である。「〔 〕」は推定年代。

- ① 六〇三 大納言房讓状案（東寺百合文書ヨ）ちうきう（長久）四年1043
- ② 一一七〇 某消息（東南院文書）承暦三年1079
- ③ 一二二七 追捕使山口清任書状（書陵部所蔵壬生家古文書）応徳元年1084
- ④ 一二三三 奉恒消息案（同右）応徳二年1085
- ⑤ 一七八六 某處分状（東大寺文書）天永三年1112
- ⑥ 一七八七 某處分状（同右）天永三年
- ⑦ 一九二五 大宅是道貢布状（同右）保安二年1121
- ⑧ 二〇四九 散位源某家地去状（東寺百合文書ツ）天治二年1125
- ⑨ 二〇七九 東大寺領某莊住人等請文案（東大寺文書）大治元年1126
- ⑩ 補 五二 平氏女去文（九條家文書）大治三年1128
- ⑪ 二三三八 某書状（武雄神社文書）保延二年1136

- ⑫ 四九九八 大中道衡處分狀案 (光明寺古文書) [保延二年1136]
- ⑬ 四七二四 源為義書狀案 (根来要書) [永治二年1152]
- ⑭ 四七二五 源為義書狀案 (同右) [永治二年]
- ⑮ 四七二六 源為義書狀案 (同右) [永治二年]
- ⑯ 四七二七 源為義書狀案 (同右) [永治二年]
- ⑰ 四七二八 大貳尼奉書案 (同右) [永治二年]
- ⑱ 補三二六 めうねん所領売券 (田中忠三郎氏所藏文書) かうち (康治) 二年1153
- ⑲ 二七二五 佐伯佐長讓狀 (勝尾寺文書) 久安六年1150
- ⑳ 二七九二 いつみか家地売券案 (白河本東寺百合文書) 仁平三年1153
- ㉑ 四七四七 美福門院令旨 (根来要書) 仁平四年1154
- ㉒ 四七四八 刑部少輔某去渡狀 (田中英一氏所藏文書) 仁平四年
- ㉓ 二八二六 藤原教子讓狀案 (東寺百合文書) きうす (久寿) 二年1155
- ㉔ 四七五二 菅原定隆書狀 (醍醐寺本醍醐雜事記七・八裏文書) [久寿二年]
- ㉕ 二八六二 藤原氏女家地店棚讓狀案 (大徳寺文書) 保元元年1156
- ㉖ 二九一四 某ゆつり狀 (尊經閣所藏文書) 保元三年1158
- ㉗ 三二三七 しけよし田地売券 (東寺百合文書) 応保二年1162
- ㉘ 四八一二 高松女院令旨案 (根来要書) 永万元年1165

- ㉔ 三四三六 平宗盛書狀（神田喜一郎氏所藏文書）仁安二年1167
- ㉕ 五〇四六 某消息（仁和寺文書）仁安三年1168
- ㉖ 三四六六 源義重讓狀（正木文書）仁安三年
- ㉗ 三四六七 源義重讓狀（同右）仁安三年
- ㉘ 五〇四五 治部權少輔藤原某壳券写（尊經閣所藏藤井貞幹影抄文書）仁安二年（平仮名部分は仁安四年の書き加え1169）
- ㉙ 三四九三 尼心佛置文（関戸守彦氏所藏文書）仁安四年
- ㉚ 四八七〇 左衛門尉源季房書狀（高野山文書）〔嘉応元年1169〕
- ㉛ 五〇五二 某讓狀案（仁和寺文書）承安元年1171
- ㉜ 補一一六 僧某置文（九條家文書）承安元年
- ㉝ 五〇五四 某消息（僧綱申文裏文書）〔承安元年〕
- ㉞ 補一一七 左少将某處分狀案（九條家文書）承安二年1172
- ㉟ 三六三二 池尻瓜送狀（東大寺文書）承安三年1173
- ㊱ 三六三三 語為行戸主壳券（東寺百合文書せ）承安三年
- ㊲ 三六九五 前齋院五辻頌子寄進狀（高野山文書）〔承安五年1175〕
- ㊳ 三七三一 伯耆局讓狀案（東寺百合文書よ）あんく多人（安元）元年1175
- ㊴ 三七三六 伊与内侍讓狀案（徳禅寺文書）安元二年1176

- ④三七九七 春日某消息(高野山文書) 安元三年1177
- ④三七九八 三位局消息(高野山文書) 〔安元三年〕
- ④三八〇七 皇嘉門院讓狀(書陵部所藏文書) 治承元年1177
- ④三八〇九 藤原氏女家地棚讓狀案(大德寺文書) 治承元年
- ④三八二五 高階氏女菩提寺讓狀(勝尾寺文書) 治承二年1178
- ⑤〇三八五三 大貳入道讓狀(書陵部所藏古文書) 治承二年
- ⑤1補三八六 某屋地讓狀案(勝尾寺文書) ちせう(治承)二年1178
- ⑤2三九一三 皇嘉門院處分狀(九條家文書) ちせう(治承)四年1180
- ⑤3五〇六五 源賴朝消息(尊經閣所藏文書) 〔治承四年〕
- ⑤4補三九一 平盛時(?)書狀(島津家文書) 〔治承五年1181〕
- ⑤5三九七〇 某米請取狀(京都大学所藏大東文書) 治承五年
- ⑤6五〇七〇 平某讓狀案(早稻田大学所藏祢寢文書) ちせう(治承)五年
- ⑤7五〇七一 平某讓狀案(同右) ちせう(治承)五年
- ⑤8五〇八一 某相博券文(尊經閣所藏文書) 寿永二年1183
- ⑤9四一四八 源賴朝書狀(神護寺文書) 〔寿永三年1184〕
- ⑥0四一六一 源賴朝書狀案(崎山文書) 元曆元年1184
- ⑥1補四二一 源賴朝下文写(集古文書) 元曆元年

- ④四二二三 藤原親能下知状案（永弘文書）元暦二年1185  
④四二三四 源頼朝書状案（熱田神宮文書）〔元暦二年〕  
④四二四七 梶原景時室消息写（三條家古文書）〔元暦二年〕  
④補一五四 源頼朝書状（荒卷福吉氏所藏文書）〔元暦二年〕  
④補四三二 某仮名書状（東京国立博物館藏高山寺文書）  
なお、調査はすべて、「平安遺文」に拠った。

## 二 和訓表記の漢字一覽

次に掲げるのは、先掲の六十六通の古文書中、平仮名主体の文章中にまじえ用いられた和訓表記の漢字の一覽表である。

〔一覽表作成上留意した点〕

。配列は原則として漢字一字ごとの和訓にもとづいた。

。漢字一字ごとの和訓の語性により、名詞、動詞、形容詞、副詞その他の自立語、助詞・助動詞・接辞の五種類に大別し、それぞれの内部を和訓の五十音順に従って配列した。

。漢字二字以上で表わされる複合語のうち、官職名などはあえて一字ずつに分けることをせず、熟字訓として取り扱った。（表中、傍線を附した訓）

。動詞の中には、連用形の名詞化したものも含めた。

。ここでは、各文書における別筆部分、及び日付、署判、分注の類は除いてある。

。又、地名・人名などの固有名詞も除いた。

。数詞・助数詞も除いた。

。接頭辞「御」についても、その和訓を容易には決することができないので除いた。

。各和訓について、一例乃至二例の用例を掲げ、下に所出の古文書の番号（私に附けた通し番号）を示した。

。同一漢字同一和訓の用例が複数の古文書に存する場合は、用例として掲げた古文書以外は、ただその番号のみを以下に列記するにとどめた。

。各古文書に二つ以上の用例が見出せる場合は、各番号の下に括弧でその用例数を示した。

。用例には、適宜濁点を補った。

和訓

用例・古文書番号

〔名詞〕

アブラ	件御油三升 ⑦
ウチ	六人のきんだちの内 ⑤⑫⑭
ウヂ	藤原氏女 ②④
ウマ	馬の大夫 ⑬⑳

ウリ	瓜六十二 ④(2)
オホクラ	大藏省 ②④
カタ	河北方を可預給候 ⑭ こ御方 ⑲
カミ	上かつらのしやう ⑳
キヌ	絹二疋 ④ ⑳
キミ	ひめ君 ⑥ ⑳
クチ	東西口壹丈 ③③
クニ	わかさの國 ④④ ⑤⑤
クラウド	十郎藏人 ⑥③
コ	子四人 ⑥ ⑳ ④⑦
ココロ	御心 ① ⑬(2) ⑮(2) ⑱(2) ⑳(3) ㉑(2) ㉒(2) ㉓(2) ㉔(2) ㉕(2) ㉖(2) ㉗(2) ㉘(2) ㉙(2) ㉚(2) ㉛(2) ㉜(2) ㉝(2) ㉞(2) ㉟(2) ㊱(2) ㊲(2) ㊳(2) ㊴(2) ㊵(2) ㊶(2) ㊷(2) ㊸(2) ㊹(2) ㊺(2) ㊻(2) ㊼(2) ㊽(2) ㊾(2) ㊿(2)
コト	かみかつらのしやう <small>かみのと もいふ</small> 事 ① おほせ事 ③(3) ④(3) ⑤(2) ⑥(2) ⑦(11) ⑧(7) ⑨(5) ⑩(15) ⑪(16) ⑫(3) ⑬(19) ⑭(22) ⑮(2) ⑯(25) ⑰(26) ⑱(3) ⑲(27) ⑳(32) ㉑(2)
タ	よしみねのさかもとの田なり ③④ ⑫(2) ⑬(19) ⑭(22) ⑮(27) ⑯(2)
タメ	仍爲後日 ⑳
テ	手つぎせうもん ⑳ ㉑ ㉒
トキ	かやうの時 ⑥③ ⑥③

トコロ  
トノ  
ナニ  
ニシ  
ハタケ  
ヒ  
ヒト  
フミ  
ホトケ  
ミ  
ミギ  
ミナミ  
ミヤ  
モト  
モノ  
ヤマ  
ヨシ

おさめ所 ④ ②③ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ④⑧ ④⑨ ④⑩  
しなのゝかうの殿 ⑩ ②④ ②⑤ ④③ ④⑨ ②  
何事 ⑬ ⑬ ② ③③  
西五段 ⑫  
畠二段 ⑫ ④ ④ ② ②②  
日じり(聖) ③④ ④④ ④⑤  
みだうの人よ ⑥ ② ② ⑩ ④ ④ ②① ②② ②④ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ②⑧ ②⑨ ③⑩ ④① ④② ④③ ④④ ④⑤ ④⑥ ④⑦ ④⑧ ④⑨ ④⑩ ④⑪ ④⑫  
かな文 ⑤ ⑥ ⑬ ⑬ ②④ ③ ②⑦ ③⑧ ④③  
佛 ②①  
わが身 ②① ②⑤ ②  
右件所領 ②② ②⑤ ②⑦ ④⑧ ④⑩  
南田 ⑫  
こ宮 ④② ④⑥  
本のとら ②⑥  
ひさうの物 ⑬ ③ ③ ④⑥ ④⑤ ⑤①  
御山 ②① ⑤② ④ ⑤③ ③  
候べき由 ⑬ ⑤③

ヨネ  
キ  
ラムナ

米四石五斗 ②⑤  
蘭十二束 ④①  
女 ⑦⑱⑲⑳㉑㉒㉓

〔動詞〕

アゲ  
アツケ  
アハセ  
アリ  
イタシ  
イリ  
ウケ  
ウケ  
ウケタマハリ  
ウチ  
ウリ  
オヒ  
オホセ

申上おは  ㉔  
可預給候 ⑭  
合田島 ㉒㉓㉔  
有しも ㉔  
經事能々可致沙汰也 ㉗  
見參に入て ㉖  
請文 ㉒(3)  
委承候にき ⑭⑳㉑㉒  
打入之由 ㉖  
賣わたす所也 ㉔  
逐申 ㉖  
仰つかはす ⑭





ヨリテ 仍爲後日 ⑦  
 ワガ 我こ(子) ③②(2)

〔助詞・助動詞・接辞〕

ゴトシ 如件 ②⑤⑦④④⑥⑥  
 ドノ あは殿にかゝせたまつるなり ⑥⑫⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛  
 ナリ おまへにたてまつる也 ⑥(3)⑬⑮⑱⑲(2)㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛  
 ノ 上洛之時 ⑬ 打入之由 ⑬  
 ハ 本文書者 ⑫ 巨細者見本券 ⑮  
 バ みちのあひだのおそれ候へ者 ⑪  
 ベシ 可預給候 ⑭ 經事能と可致沙汰也 ⑰  
 ラ 子息等 ⑬

三 ま と め

先の表を漢字ごとにまとめて示すと次のようになる。

油 アブラ 内 ウチ 氏 ウヂ 馬 ウマ 瓜 ウリ 方 カタ

上	心	所	人	宮	蘭	入	仰	件	申	委	抑	也	
アカミ	ココロ	トコロ	ヒト	ミヤ	キ	イリ	オホセ	クダシ	マウシ	クハンク	ソモンモ	ナリ	
絹	事	殿	文	本	女	請	思	候	見	能	又	之	大蔵
キヌ	コト	ドノ	フミ	モト	メナ	ウケ	オモヒ	サブラヒ	ミ	ヨク	マタ	ノ	オホクラ
君	田	何	佛	物	預	承	兼	侍	以	穴	若	者	蔵人
キミ	タ	ナニ	ホトケ	モノ	アツケ	ウケタマハリ	カネ	サブラヒ	モチ	アナ	モン	バハ	クラウド
口	為	西	身	山	合	打	返	奉	悦	此	仍	可	
クチ	タメ	ニシ	ミ	ヤマ	アハセ	ウチ	カヘリ	タテマツリ	ヨロコビ	コノ	ヨリテ	ベシ	
國	手	鳥	右	由	有	賣	聞	給	了	更	我	等	
クニ	テ	ハタケ	ミギ	ヨシ	アリ	ウリ	キキ	タマヒ	ヨハリ	サラ	ワガ	ラ	
子	時	日	南	米	致	逐	下	作	賢	乃	如		
コ	トキ	ヒ	ミナミ	メ	イタシ	オヒ	クダシ	ツクリ	カシコク	スナハチ	ゴトシ		

右から判明することは、扱った六十六通の平仮名古文書において、各漢字ごとに対応する和訓はほぼ一定しており、一漢字に二訓、または一訓二漢字といった対応関係を示すものはきわめて少ないということである。例外となる

のは、「上」「殿」「返」「者」それに同訓を共有する「候」と「侍」である。なおこのうち、「殿」の「トノ」に対する「ドノ」は連濁によるものであり、むしろ同訓と認めてさしつかえないものかと考える。また「返」の「カヘシ」は、その全例が副詞「カヘスガヘス（返と）」の表記に見られるものであり、一方の「カヘリ」も「カヘリゴト（返事）」の表記に見られるものである。次に、「サブラヒ」の訓を共有する「候」と「侍」とについては、「侍」は名詞として一例見出せるのみであり、「候」は動詞または助動詞として用いられ、名詞としての用例は見出せなかった。

以上、扱った六十六通の古文書において、そこに用いられた漢字とそれに対応する和訓とが筆者の相違にかかわらず一定した一対一の関係を示しているということは、それぞれの漢字に対する和訓について、当時の人々に共通した字訓の観念があったことを示すものと考える。もとより、ここで扱ったのは平仮名主体表記の古文書であり、全文漢字表記の古文書との文体の違いも考慮しなければならないが、これは今後の課題としたい。